

高 戦 み 第 7 4 9 号
令 和 2 年 3 月 2 6 日

日本労働組合総連合会大阪府連合会
会 長 田 中 宏 和 様
日本労働組合総連合会大阪府連合会
北大阪地域協議会
議 長 重 澤 嘉 男 様
日本労働組合総連合会大阪府連合会
北摂地区協議会
議 長 藤 田 剛 司 様

高槻市長 濱 田 剛 史 印



2020（令和2）年度政策・制度予算に対する要請について（回答）

春陽の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、2019（令和元）年12月18日付けで要請のありました標記の件について、下記のとおり回答します。

記

1 雇用・労働・ワーク・ライフ・バランス施策

(1) 就労支援施策の強化について

① 地域での就労支援事業強化について

「高槻市就労支援協議会」等において先進的な事例を共有・研究していくことで、引き続き効果的な就労支援に努めてまいります。また、生活保護受給者や生活困窮者等への就労支援を一体的に実施し、支援調整会議等で成功事例を共有することで、就労支援事業の強化を引き続き図ります。関係機関、民間企業などとの連携を密にして、対象者の就労課題の解消に向けて取り組みます。

② 障がい者雇用施策の充実について

障がい者雇用の促進と安定を図るため、事業主や人事労務担当者等を対象とした「啓発講演会」を開催するほか、障がい者及び事業主からの雇用・

就労に関する相談に応じ、適切な指導・助言を行う「障がい者雇用相談」を引き続き実施してまいります。

障がい者の就労支援に関しては、一般就労への移行とともに、安心して働き続けられる環境整備を進め、職場への定着を図ることが重要であり、平成30年4月に創設された就労定着支援事業の更なる利用促進に努めてまいります。

また、本市においては、身体・知的・精神の3障がいを対象とした正規職員の採用試験を実施しています。試験の実施にあたり配慮が必要な場合は、可能な範囲で対応しています。職場定着については、採用後のフォローのため、必要に応じて人事課配置の保健師が随時相談に応じるほか、産業医による面談や相談を実施しています。

③ 女性の活躍推進と就業支援について

「女性活躍推進法」を始めとする国の政策動向や、今日的な課題を踏まえ、平成30年度にスタートした「《改訂》高槻市男女共同参画計画」には、同法に基づく「市町村推進計画」を包含していることから、「あらゆる分野における女性の活躍の推進」に取り組んでまいります。

女性活躍推進法を効果的に運用していくため、女性の職業生活における活躍に関する国際的な動向等、様々な情報を収集・整理し、積極的な情報提供に努めてまいります。

本市においては、特定事業主行動計画の見直しを行い、平成28年度からは「女性の活躍推進に向けた取組」を追加しました。当該計画の見直しの際には、事業所での女性が占める割合や、採用の状況等を把握、分析した上で、新たな目標を具体的に数値として掲げており、その結果についても、毎年度、把握、分析し、公表も行っています。今後も、性別に関わらず、全ての職員が能力を発揮できる職場環境づくりに取り組んでまいります。

また、国と連携し、子育て女性の就職意欲の喚起等につながるセミナーを実施するとともに、受講者アンケート等を国と共有することで支援施策の充実につなげてまいります。

(2) 労働法制の周知・徹底と法令遵守・労働相談機能の強化について

① 「同一労働同一賃金」と事業主「パワハラ防止義務」の周知・徹底について

「同一労働同一賃金」と事業主「パワハラ防止義務」の周知・徹底については、広報誌、チラシ及び市ホームページ等での周知を引き続き実施してまいります。また、近隣市と連携し、「同一労働同一賃金」等をテーマとした

セミナーを実施してまいります。

② 法令遵守・労働相談機能の強化について

各種労働法制の改正については、広報誌、チラシ及び市ホームページ等での周知を引き続き実施してまいります。また、いわゆる「ブラック企業」や「ブラックバイト」対策の一環として、近隣市と連携し、長時間労働の削減と働き方改革等をテーマとしたセミナーを実施してまいります。

(3) 地方創生交付金事業を活用した就労支援について

若年層の定着支援施策については、国や大阪府と連携し、現状の把握に努めるとともに、国等の雇用・就労支援施策の周知に努めてまいります。

(4) ワーク・ライフ・バランス社会の実現について

① 男女共同参画社会をめざした取り組み

企業向けニュースレターに関連記事を掲載するなど、改正育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法の周知に努めてまいります。

また、男女がともに暮らしやすい社会を実現するためには、長時間労働等を当たり前とする男性中心の働き方を改革することが重要であり、現役世代が一人で何役も担うことができるよう、一人ひとりの実情に応じた職業生活を営むことができる社会の実現が求められているところから、性別による固定的な役割分担意識の解消に向けて一層啓発に努めてまいります。

② 治療と職業生活の両立に向けて

大阪府等が主催する「治療と仕事の両立支援」につながるセミナー等を市内企業に周知することで、病気を抱える労働者に対する理解ある職場風土の形成を推進してまいります。

(5) 「不当労働行為救済命令」の着実な履行について

公正に指名停止措置が行えるかどうかを慎重に検討する必要があることから、今後の動向を注視しながら制度の運用を図りたいと考えています。

(6) 外国人労働者が安心して働くための環境整備について

生活に関する情報をまとめた「たかつき生活ガイド（英語、韓国語・朝鮮語、中国語、やさしい日本語）」を令和2年度に改訂し、外国籍市民が生活していく上で必要な情報の提供に引き続き努めてまいります。

また、外国人労働者の環境整備については、大阪労働局が実施する多言語に対応したホームページや労働相談を紹介してまいります。

2 経済・産業・中小企業施策

(1) 中小企業・地場産業の支援について

① ものづくり産業の育成強化について

企業立地促進条例に基づき、工場や研究所などを立地する企業に対し各種奨励金を交付することで、市場拡大が見込まれる産業に対して支援してまいります。

MOBIO(ものづくりビジネスセンター大阪)が行う事業については、メールマガジン等を活用し、市内中小製造業等に対して周知を図ってまいります。また、市内の優れたものづくり技術や製品等を紹介する「産業物産展示コーナー」を活用し、魅力ある企業を積極的に支援してまいります。

② 若者の技能五輪への挑戦支援について

広報誌、チラシ及び市ホームページ等で周知を図るとともに、職員やビジネスコーディネーターによる企業訪問等でも周知を図ってまいります。

③ 中小・地場企業への融資制度の拡充について

平成31年4月より、利用者の利便性向上のため、市制度融資の申込受付窓口を所定の金融機関にも拡充しました。今後も大阪府、大阪信用保証協会、各金融機関等と緊密な連携を図り、更なる支援体制の強化を図るとともに、制度の周知と推進に取り組んでまいります。

④ 非常時における事業継続計画（BCP）について

小規模事業者の自然災害等への事前の備え、事後のいち早い復旧を支援することで経営の強靱化を図るため、小規模事業者支援法に基づき、高槻商工会議所が本市と共同で「事業継続力強化支援計画」を策定します。

今後は、商工会議所と連携し、事業者に対するBCPの策定に向けた周知啓発及び策定支援等に取り組んでまいります。

(2) 下請取引適正化の推進について

公益財団法人全国中小企業取引振興協会が実施する「下請かけこみ寺」事業等の普及啓発活動等について、市内中小企業への周知を図り、公正な取引の啓発に努めてまいります。

(3) 総合評価入札制度の早期拡充と公契約条例の制定について

公共工事発注における総合評価入札制度については、評価項目の見直しや充実に努めています。また、公契約条例については、最低賃金や労働契約等、既存の法律との整合性を図る必要があり、国による法整備を進めるべきもの

であると考えています。

3 福祉・医療・子育て支援施策

(1) 地域包括ケアの推進

地域包括ケアシステムの構築に向けて、高槻市高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき、認知症高齢者数の増加や医療度の高い方を想定した介護サービス提供基盤の整備を進めているところです。具体的には、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（1施設）、看護小規模多機能型居宅介護（3事業者）、認知症対応型共同生活介護（7事業者）を令和2年度までに新たに整備する予定です。計画策定においては、高槻市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会に市民公募委員を置き、在宅介護実態調査等のアンケート調査やパブリックコメントの結果を反映させる仕組みを構築しています。

また、計画は市ホームページで公開しており、進捗状況については、同分科会にて、審議・点検し、資料等については、窓口等で市民が閲覧できるようにしています。

(2) 予防医療のさらなる推進について

本市健康増進計画・食育推進計画である「第3次・健康たかつき21」において、「健康寿命の延伸」を全体目標として掲げており、効果的な情報発信や各種健（検）診の受診率向上に向けて、様々な手法による周知・啓発に取り組むとともに、市民の健康増進・疾病予防を目的に関係機関等と連携を図ってまいります。

(3) 医療人材の勤務環境と処遇改善

医師の働き方改革等に関する国の検討の動向を踏まえて、大阪府と連携し、適切な対応を行ってまいります。

医療人材の確保や資質の向上に関する取組については、大阪府が医療計画に基づき、実施しています。

(4) 介護サービスの提供体制の充実にむけて

① 介護労働者の処遇改善と人材の定着

市内の施設・事業者を対象に毎年実施している集団指導等において、労働基準監督署の職員による労働関係法令や雇用管理に関する説明の機会を設ける等、労働環境の改善に向けた啓発・支援に引き続き取り組むとともに、適宜情報の把握に努めてまいります。

また、本市では、大阪府と連携し、大阪府における介護人材確保のための取組に参画しているほか、介護保険サービス事業者とも連携して人材確保に取り組んでいます。

なお、大阪府市長会を通じて大阪府に対し、介護サービスの質の確保、向上を図るための指導及び研修等の方策を講じるよう要望を行っています。

② 地域包括支援センターの充実と周知徹底

地域包括支援センターが高齢者の総合相談窓口であることについて、様々な機会を捉えて周知、広報活動に努めてまいります。

(5) 子ども・子育て施策の着実な実施にむけて

① 待機児童の早期解消

子ども・子育て支援事業計画については、令和2年度から6年度を計画期間とする第二次計画を策定します。平成31年4月1日現在の待機児童数は0人ですが、前計画に引き続き、利用保留児童の解消に向けて計画の進捗管理を行うとともに、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

毎年、特に利用保留児童の多い低年齢児に対応するため、小規模保育事業所の整備に対する補助を行っており、その際には、認可保育施設等と連携を行うことを要請しているところです。

② 保育士等の確保と処遇改善

保育士の処遇改善及び保育士確保については、国の制度等に従って、事業実施者に対し、処遇改善等加算の実施を促すとともに、引き続き保育士宿舍借り上げ支援事業や保育士資格取得支援事業、保育士・保育所支援センターにおける就労支援等に努めてまいります。

③ 地域子ども・子育て支援事業の充実

病児保育については、新たに平成31年4月に開設した高槻認定こども園において運営を開始しています。病児・病後児保育及び延長保育等については、引き続き国の制度等を活用するとともに、保護者ニーズや保育実施者の意向を踏まえながら、事業の充実に向けて取り組んでまいります。

④ 企業主導型保育施設の適切な運営支援

企業主導型保育施設に対し、毎年1回は立入調査を行い、保育の状況等について確認しているところです。引き続き、保育の状況等が適正に行われているか、確認、指導を行ってまいります。

(6) 子どもの貧困対策について

子どもの貧困対策については、関係課で構成する庁内対策会議を活用する

等、関係部局が連携して取り組んでまいります。なお、平成30年度から子ども食堂の運営経費の一部を助成する子ども食堂運営支援事業を実施しており、引き続き子ども食堂の取組を支援してまいります。

(7) 子どもの虐待防止対策について

児童虐待防止対策については、毎年11月に国の児童虐待防止推進月間に合わせてオレンジリボンキャンペーンとして、街頭キャンペーンやオレンジリボン、啓発グッズの配架を行う等、積極的な啓発活動を行ってまいります。

また、子育て世代包括支援センター事業においては、令和2年度から新たに宿泊型の産後ケア事業を実施し、妊娠期から出産・育児期までのワンストップで切れ目のない支援の更なる充実を図るとともに、職員を母子保健コーディネーター研修等に参加させることにより、専門性の向上に努めてまいります。

4 教育・人権・行財政改革施策

(1) 指導体制を強化した教育の質的向上にむけて

本市においては、平成25年度から小学校全学年で35人学級編制を実施しています。

また、新たに統合型校務支援システムを導入し、業務の効率化を図ることで、教員が児童生徒と向き合う時間を確保するとともに、教職員の定数改善について、引き続き国に対して働きかけることで、業務負担の軽減に努め、教育の更なる充実に向けてまいります。

(2) 奨学金制度の改善について

給付型奨学金制度については、引き続き、対象者や支給金額の拡充が図られるよう、全国市長会等を通じて国に対して要望するとともに、奨学金返済支援制度の創設に関して、大阪府市長会等を通じて大阪府に対して要望してまいります。また、地元就職者に対する返済支援制度の導入等については、引き続き、他市の状況等を勘案しながら研究の対象としてまいりたいと考えています。

(3) 労働教育のカリキュラム化について

各種労働法制の改正については、広報誌、チラシ及び市ホームページ等での周知を引き続き実施してまいります。また、ワークルールや労働安全衛生などの知識については、近隣市と連携し、長時間労働の削減と働き方改革等

をテーマとしたセミナーを実施してまいります。

また、高等学校においては出前講座や模擬投票の実施を、小・中学校においては学校行事で使用する投票箱等の選挙備品の貸出を通じて児童・生徒の意識啓発を図っています。

(4) 人権侵害等に関する取り組み強化について

① 差別的言動の解消

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）の趣旨や内容を広報誌や市ホームページに掲載するとともに、啓発ポスター・チラシの関係施設への配架等により市民への周知を図っていますが、今後、国との適切な役割分担や警察との連携などに取り組んでまいります。

② 多様な価値観を認め合う社会の実現

性的マイノリティへの偏見を無くし、性に関する自己決定権を人権として尊重することで、誰もが個人として尊重され、それぞれの能力と個性を十分に発揮し、安心して充実した生活を送ることができるよう、正しい情報の提供を行っていくとともに、理解促進のための啓発活動を行います。

③ 就職差別の撤廃・部落差別の解消

「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）の趣旨や内容を市ホームページに掲載するとともに、啓発ポスター・チラシの関係施設への配架及び講座の開催等により市民への周知を図っていますが、今後も、国との適切な役割分担や大阪府、他市町村と連携しながら「部落差別のない社会の実現」に向け取り組んでまいります。

また、企業向けニュースレターに、部落差別解消法に関連する記事やセミナーを掲載するなど、引き続き周知に努めてまいります。

5 環境・食料・消費者施策

(1) 食品ロス削減対策の効果的な推進

平成29年度から「高槻市エコショップ認定制度」を開始し、食品廃棄物の削減につながる活動等を行っている店舗の取組を市民に紹介し支援しています。今後も食品関連事業者等を対象に制度の拡充を進めるなど、食品ロスの削減を適切に推進してまいります。また、食品ロス啓発用のパンフレットを作成し、出前講座やイベント等で配布することで、食品廃棄物の削減につながる啓発活動を推進してまいります。あわせて、本市も事業者として、たかつきエコオフィスプランに基づき、廃棄物の発生抑制の推進に努めてまい

ります。

また、「食品預託払出事業」を実施する高槻市社会福祉協議会との連携・協力を図ってまいります。

(2) 消費者教育としての悪質クレーム（カスタマーハラスメント）対策の実施

消費者自身が自主的かつ合理的な意思決定を行うことや被害に遭った場合に適切に対処するなどの能力を身に付けるため、引き続き、各種講座や講演会などさまざまな機会を捉え、情報提供や啓発活動を行ってまいります。

(3) 特殊詐欺被害の未然防止対策の強化

高齢者や福祉関係者向けの出前講座をはじめ、広報誌や市ホームページ等、市庁舎でのパネル展示などにおいて、情報発信を行っています。あわせて、高槻警察署や関係機関等と連携し、年金支給日に街頭啓発キャンペーンなど、積極的に啓発活動を行っています。また、平成29年度に導入した「詐欺電話防止機器」については適切に運用し、引き続き、積極的に啓発活動を行ってまいります。

6 **社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策**

(1) 交通バリアフリーの整備促進と安全対策

駅におけるエレベーターやエスカレーターについては、改札内においては交通事業者が維持管理を行い、改札外においては本市が維持管理を行うことで、それぞれの役割分担のもと、適切に維持管理を行ってまいります。

また、駅ホームにおける転落事故防止については、国の方針として1日当たり10万人以上の利用がある駅において優先的にホーム柵を整備していくこととされ、本市においてはJR高槻駅のホーム柵設置に対し、国・大阪府とともに支援を行っているところです。

今後も引き続き、交通バリアフリーの整備促進と安全対策に取り組んでまいります。

(2) 高齢ドライバーの安全対策について

高齢者の交通事故防止に向けた具体的な取組としましては、市ホームページを活用した周知・啓発、高槻警察署と連携した交通安全教室やイベント時における運転免許自主返納制度の紹介等を実施しています。また、大阪府交通対策協議会では、府内の多くの企業等の協力のもと、運転免許証を自主返納した高齢者が様々な特典を受けられる高齢者運転免許自主返納サポート

制度が作られています。

さらに、本市では、運転免許自主返納の周知・啓発と並行して、市内の自動車販売会社と連携し、自動ブレーキやペダル踏み間違い時加速抑制装置などの安全運転を支援する機能が搭載されたセーフティ・サポートカー等の紹介を実施するなど、より安全・安心に自動車を運転する環境創出に向けた取組も実施しています。

今後についても、高槻警察署や民間企業等と連携を強化し、より効果的な高齢者の交通安全対策に係る取組を、引き続き検討・実施してまいります。

あわせて、総合交通戦略に掲げる「地域とともに支える持続可能な交通体系の構築」に努めます。

また、市営バスについては、市域の大部分をカバーするネットワークを形成していますが、今後も公共交通機関としての役割を果たすため、持続可能な事業運営に努めてまいります。

(3) 防災・減災対策の充実・徹底

令和元年5月に修正した避難勧告等判断・伝達マニュアル等を踏まえ、引き続き防災行政無線や市ホームページ、緊急速報メール、市防災情報ツイッターといった様々な媒体による迅速かつ適切な災害情報の発信に努めます。

また、職員出前講座の実施等により、市民の防災意識の向上を図るとともに、各種防災訓練を実施し、地域防災力の向上を図ります。

(4) 地震発生時における初期初動体制について

職員体制については、各所属の状況を把握した上で、必要な採用や職員配置を行っているところです。また、災害への対応については、高槻市地域防災計画や業務継続計画において、災害時の組織体制や行うべき業務を定め、職員の担うべき役割を明示しています。

大阪府北部地震の対応において明らかとなった課題や教訓を踏まえながら、令和元年度に修正した業務継続計画や、新たに策定した受援計画に基づき、災害時の職員体制の確保に努めてまいります。また、自助・共助の観点から、地域が作成する避難所運営マニュアルの作成を促進してまいります。

さらに、帰宅困難者対策や災害発生時の多言語での対応など、充実を図るとともに、訓練等を実施し、地震発生時の初期初動体制の整備に努めてまいります。

(5) 大阪府北部地震に対する支援について

学校や公共施設のブロック塀については、計画的に撤去してまいります。また、民間所有のブロック塀等撤去工事にかかる費用の補助を引き続き行い、制度の周知啓発を図ります。

(6) 集中豪雨など風水害の被害防止対策

水害や土砂災害対策については、国や大阪府と連携し、河川や砂防等の重要インフラの機能強化を推進するとともに、命や財産を守るために必要な災害リスク情報等をハザードマップを通じて周知してまいります。

森林整備等については、平成30年9月の台風第21号により発生した森林の風倒木被害による二次災害を防止するため、被害木の伐採・搬出や跡地への造林などを行う「森林災害復旧事業」に、大阪府や大阪府森林組合と連携して取り組むとともに、治山事業について、引き続き実施されるよう大阪府に要望してまいります。

また、土砂災害警戒区域等のある山間部の自治会等に対して、住民自らが危険箇所や避難経路などを確認して地図化する「地域版ハザードマップ」の作成を支援することにより、地域の防災体制の向上を図ります。また、引き続き、職員出前講座等の機会を通じて、避難情報の内容等についての周知を図ります。

(7) 公共交通機関での暴力行為の防止とその対策について

駅構内や車内など公共交通機関での暴力行為については、警察機関によって取締りが行われているところですが、本市においても引き続き、高槻警察署や高槻警察署管内防犯協議会等の関係機関と連携を図ってまいります。

また、市営バスにおいては、バス車内における暴力行為に対して、テロ対策等のマニュアルを基本とし業務無線及びバスロケーションシステムやドライブレコーダーシステムを活用した関係各局との連携体制の確保や車内掲示による啓発に努めてまいります。

